

遠賀町自立推進計画 行動計画

平成18年3月策定

目 次

「遠賀町自立推進計画 行動計画」について	1
大綱1 職員定数及び給与の見直しについて	2
大綱2 組織・機構の見直しについて	3
大綱3 特別職の定数及び報酬等の見直しについて	4
大綱4 行政委員会・附属機関等の見直しについて	6
大綱5 補助金の見直しについて	7
大綱6 イベントの見直しについて	10
大綱7 施設運営の見直しについて	12
大綱8 外部委託等の見直しについて	19
大綱9 財産の見直しについて	20
大綱10 事務事業評価制度について	21
行動計画の実施効果について	22

「遠賀町自立推進計画 行動計画」について

1. 「遠賀町自立推進計画 行動計画」とは

平成17年3月に策定した「遠賀町自立推進計画」に基づき、その10の大綱ごとに数値目標等、具体的な取組を示した計画(公共下水道事業等地方公営企業関係の計画を含む。)です。

2. 計画期間

「遠賀町自立推進計画」と同じく、平成17年度から平成21年度までの5年間での取組です。

3. 行動計画の見方について

(1) 大綱について

「遠賀町自立推進計画」に示されている10の大綱を記載しています。

(2) 見直しの基本的な考え方、具体的方策その他基準について

「遠賀町自立推進計画」に示されている、大綱ごとの考え方、具体的方策等を記載しています。

(3) 表中の各項目について

- ① 実施事項 …… 実施する項目の名称
- ② 指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 …… 実施事項の内容・目的・指標の設定など
- ③ 見込まれる財政効果額(年額) …… 実施の年度又は実施の翌年度の1年間に見込まれる効果額
- ④ 年度欄
 - ア 検討● …… 調査研究・準備期間
 - イ 試行△ …… 制度等構築期間
 - ウ 実施○ …… 実施・稼働
 - エ 継続→ …… 実施・稼働状態の継続
- ⑤ 担当課 …… 実施事項の所管課(()書きの課については、平成18年4月1日以降の新機構における所管課)

4. 行動計画の進捗状況の管理について

住民代表を含む行動計画推進委員会(仮称)を設置し、毎年、進捗状況の点検を行うとともに、議会への報告を行い、あわせて町ホームページ等により公表します。

大綱1 職員定数及び給与の見直しについて

《見直しの基本的な考え方》

- 新規職員の採用は組織の継続性と活性化の観点から必要最小限度に止める。
- 新規の行政需要に対しては、既存業務における指定管理者制度の推進などにより、できるだけ新たな職員数を増やさず対応する。
- 組織・機構の効率化による減員を図る。
- 平成18年度以降は、事務事業評価制度や事業実施計画で示された業務量に反映した定員配置がなされるよう、適時見直しを行う。
- 職員給与の各種手当について見直しを行う。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる 財政効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
職員定数の見直し	新たに平成17年度から5ヶ年を計画期間とし、現行条例定数133名(嘱託職員を含む。)を15名削減し、平成22年4月1日現在で118人とする定員管理計画を策定、公表し、効率的かつ適正な定員管理を実施していく。	人件費(正規職員分) ※注 平成17年度 27,640,000円削減 (4名不補充) 平成19年度 6,910,000円増 (1名採用) 平成20年度 6,910,000円削減 (1不補充) 平成21年度 13,820,000円削減 (2名不補充)	○	→	→	→	→	総務課
退職勧奨制度の導入	要綱を策定し、平成18年度より高齢職員等を対象に実施し、組織の活性化と財政の健全化を図る。	——	●	○	→	→	→	
給料表の見直し	国家公務員に準拠した給与体系とし、平成18年4月から現在の8級制給料表を6級制に改める。	——	●	○	→	→	→	
手当の見直し	調整手当(支給率3%)を廃止し、新たに地域手当(支給率2.5%)へと移行する。	人件費(正規及び嘱託職員) 平成18年度 3,605,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度に税務徴収手当について率(5%)から定額化への検討を行い、平成19年度からの実施を目指す。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	

※注:平成17年度一般会計当初予算書より算出した一般職職員(教育長を除く。)一人当たり平均人件費(給料・諸手当・共済費)を減員数に乗じて得た額を効果額とした。

大綱2 組織・機構の見直しについて

《見直しの基本的な考え方》

- 住民の視点に立った窓口設置とする。
- 定数や所掌事務について、バランスのとれた課・係の配分設置とする。
- 効率性とフレキシブルな対応を考慮して、課・係数を現状以下の最小限に留める。
- 高度な住民ニーズに柔軟な対応ができるよう、専門部署をより強化する。
- 産業振興を含め、まちづくりに専門で取り組む部門を創設する。
- 少子高齢化に対する部門を引き続き設置する。
- 職員定数の縮減に柔軟に対応できる組織機構とする。

実施事項	指標(数値目標)の設定等具体的な取組	年 度					担当課
		(検討● 実施○ 継続→)					
		17	18	19	20	21	
機構の見直し	職員定数の削減や指定管理者制度導入を前提とした柔軟かつ効率的な組織・機構を目指し、平成18年4月から、町長部局の10課を8課1室に再編し、更に平成19年度の収入役の廃止に併せて再度機構を見直し、この見直しの中で組織のグループ化に向けた検討を行う。	●	○ ●	→ ○	→	→	企画課 (行政経営課)

大綱3 特別職の定数及び報酬等の見直しについて

＜特別職の定数及び報酬の見直しにかかる具体的方策＞

●定数の改正

1. 収入役を、任期満了(平成19年7月6日)をもって廃止する。
2. 非常勤特別職の委員数は、10%を目標に削減する。

●報酬額(4役の給与を含む)の改定

1. 特別職報酬審議会の答申を踏まえて、町長、助役、収入役、教育長の給与の2.5%引き下げについて、議会に提案する。
2. 非常勤特別職の報酬については、特別職の報酬に準拠して報酬の改定を行う。

(1) 特別職の定数の見直し

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる 財政効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
収入役の廃止	現収入役の任期満了(平成19年7月6日)をもって収入役を助役兼務とする。	人件費 約10,722,000円削減	●	●	○	→	→	企画課 (行政経営課)
	議会議員の定数16名を次期統一地方選挙から議員定数を2名減員して14名とする。	人件費 9,199,200円削減 政務調査費 240,000円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
	水防協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
	防災協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	
	農業委員会委員13名を次期選挙から1名減員して12名とする。	報酬 241,000円削減 費用弁償 24,000円削減	●	●	●	○	→	産業課 (まちづくり課)
	小作料協議会委員15名を平成18年度から1名減員して14名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	○	→	→	→	
	農業振興地域整備促進協議会委員13名を平成19年度から1名減員して12名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	●	○	→	→	

非常勤特別職委員数の削減	経営生産対策推進会議委員15名を平成20年度から1名減員して14名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	●	●	○	→	都市計画課 (まちづくり課)
	都市計画審議会委員10名を平成18年度から1名減員して9名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	
	バス対策協議会委員14名を平成18年度から3名減員して11名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	
	美しいまちづくり推進協議会委員8名を平成18年度から1名減員して7名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	○	→	→	→	生涯学習課
	社会教育委員7名を平成18年度から1名減員して6名とする。	報酬 17,400円削減 費用弁償 12,000円削減	●	○	→	→	→	
	体育指導員15名を平成20年度から3名減員して12名とすることを、18年度も継続協議する。	報酬 159,000円削減 費用弁償 60,000円削減	●	●	●	○	→	福祉課
	高齢者保健福祉計画策定委員会委員10名以内を平成17年度から3名減員して7名以内とする。	報酬 34,800円削減 費用弁償 24,000円削減	○	→	→	→	→	
	ふれあいの里管理運営委員会委員7名を平成18年度途中から1名減員して6名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	○	→	→	→	
民生委員推薦会委員14名を平成19年度から7名減員して7名とする。	報酬 20,300円削減 費用弁償 14,000円削減	●	●	○	→	→		

(2) 特別職の報酬等の見直し

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる 財政効果額(年額)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
常勤特別職員の給与の引下げ	町長・助役・収入役・教育長の給料月額を平成17年7月から2.5%削減済み。	人件費 約1,060,000円削減	○	→	→	→	→	総務課
非常勤特別職の報酬の引下げ	常勤特別職員の給与の引下げに準じて、平成18年4月から年額及び月額支給の各種委員報酬を引き下げる。	報酬 573,000円削減	●	○	→	→	→	総務課

大綱4 行政委員会・附属機関等の見直しについて

＜附属機関等にかかる整理区分基準＞

- その存在意義を明確にするため、機能に応じ定義付けられた名称を用いることとし、条例・規則・要綱等の設置根拠を整備する。ただし、国県の定める上位根拠法令があり、その中で名称の定めがある場合はそれを尊重する。

[条例により設置する機関(自治法上の附属機関)]

審議会: 諮問に応じて問題を論議し、意見を答申することを職務とする機関

審査会: 諮問に応じて審査・判定し、意見を答申することを職務とする機関

[要綱により設置する機関]

協議会: 関係団体間の協議・連絡・調整、もしくは町政反映のための意見を職務とする機関

委員会: 行政委員会及び附属機関の諮問に応じて審議、審査等を行い意見を答申する機関

実施事項	具体的な取組	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
附属機関等の機能及び名称の見直し	現在、要綱又は規程により設置されている委員会又は協議会等について、平成18年度に整理区分基準に照らし機能の点検を行い、必要なものについては平成19年度に見直しを行う。	●	●	○	→	→	全庁的取組
附属機関等の廃止	図書館協議会は、指定管理者制度導入により平成18年度中に廃止する。	●	○	→	→	→	生涯学習課
	住宅住環境調査検討委員会委員8人を平成19年度から廃止する。	●	●	○	→	→	都市計画課 (建設課)

大綱5 補助金の見直しについて

《補助金交付基準と見直しの具体的方策》

次の基準の設定や見直しについて、平成17年度に関係団体等対象者と協議を行い、平成18年度の実施を目指す。

- 補助金の種別や性格に応じ算定基準を設け、それに準じて補助金額を算定する。
- 1件あたりの額が10万円以上の補助金についてはそれぞれの補助金交付要綱を設置し、それ以下の補助金についてもそれらを統括する交付要綱等を設けて、すべての補助金について、補助の根拠となる規程、要綱等を整備する。
- 申請の段階で補助対象経費を明確にし、種別それぞれの対象外経費を設定して、補助基本額に算定しない。
- 国県の補助基準が設定されている場合、それに準拠し、その範囲内で補助する。
- 種別の混在する補助金については、それぞれの種別に応じた基準を用い、補助金をそれぞれ算定し、支出先ごとに一本化して交付する。
- 補助金の活用について、収支報告書を含む実績報告及び精算を義務化する。

(1) 総括的な補助基準の設定(実施事項)

具体的な取組	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	17	18	19	20	21	
	補助対象となる事業の基準及び補助金等交付の基準を示す補助金等交付基準を平成17年10月に制定済み。	○	→	→	→	

(2) 1件10万円未満の補助金の包括的規則の整備(実施事項)

具体的な取組	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	17	18	19	20	21	
	基準額未満補助金等交付規則を平成17年4月に制定済み。	○	→	→	→	

(3) 1件10万円以上の補助金について補助規程未整備のものの規定整備(実施事項)

具体的な取組	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	17	18	19	20	21	
	遠賀町食生活改善推進会補助金交付規程を整備する。	●	○	→	→	
平成17年度に老人クラブ補助金交付規程、精神障害者地域生活援助事業補助事業実施要綱、民生児童委員会補助金交付規程、遺族会補助金交付規程及び地域改善対策自主活動事業補助金交付要綱(仮称)を整備する。	○	→	→	→	→	福祉課
平成18年度に前川等草刈補助金交付要綱及び遠賀町用悪水路浚渫補助金交付要綱を整備する。	●	○	→	→	→	建設課
子ども育成会、青少年育成町民会議、婦人会、PTA学習会、体育協会、スポレクおんが、交流レガッタ、地区公民館長会、地区公民館対抗行事、文化協会、文化祭の各補助金は平成18年度に補助金交付規程を整備する。	●	○	→	→	→	生涯学習課

(4) 補助基準による補助金の見直し(実施事項)

補助金等名	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる 財政効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
全国町村議会議員互助負担金	次回改選時に廃止予定。	40,600円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
職員厚生会補助金	平成18年度から補助率9/1,000を8/1,000に見直す。	500,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
交通共済年長者保険料助成	平成18年度に周知を図り、平成19年度から廃止する。	951,000円削減	●	●	○	→	→	
区事務交付金	平成19年度から地区保健衛生事業助成金との統合を含め、あり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
高齢者等住宅改造補助金	平成18年度から対象世帯の所得基準を非課税世帯のみとする。	900,000円削減	●	○	→	→	→	
老人クラブ補助金の運営費補助	平成18年度から現行500,000円を400,000円に見直す。	100,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
私立保育園補助金	平成18年度から補助率80%を70%に削減する。	—————	●	○	→	→	→	
	平成18年度から補助率100%を70%に削減する。	862,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成19年度から見直しの対象として協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→	
	平成19年度から見直しの対象として協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→	
チャイルドシート購入費補助金	平成19年度から廃止する。	300,000円削減	●	●	○	→	→	
生活相談員設置事業における活動助成金	平成18年度から年額39万円のうち、2万円/月分の24万円を削減する。	240,000円削減	●	○	→	→	→	
社会福祉協議会補助金中団体育成補助金	平成18年度から450,000円を410,000円に削減する。	40,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度から70,000円を65,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度から65,000円を60,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→	
遺族会補助金	平成18年度から210,000円を200,000円に削減する。	10,000円削減	●	○	→	→	→	
食生活改善推進会補助金	現行450,000円のうち米消費拡大に係る補助金150,000円を削減し、平成18年度から300,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	保健課 (福祉課)
地区保健衛生事業助成金	平成19年度から区事務交付金への統合を含め、あり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	住民課 (環境課)

公園愛護会助成金	平成18年度から現行1,320,000円を平成18年度から一律10%削減する。	132,000円削減	●	○	→	→	→	都市計画課 (建設課)
農業関係補助金	平成19年度からの農業政策を踏まえ、減額の方角で検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	産業課 (まちづくり課)
	平成20年度から廃止の方角で検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	○	→	
	平成19年度から廃止の方角で検討する。	1,883,000円削減(平成17年度実績)	●	●	○	→	→	
	平成19年度から過去の実績を踏まえ、事業のあり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
	平成19年度から廃止する。	417,000円削減	●	●	○	→	→	
商工会補助金	平成18年度から現行150,000円を120,000円に見直す。	30,000円削減	●	○	→	→	→	産業課 (まちづくり課)
	平成18年度から現行540,000円を450,000円に見直す。	90,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度から現行410,000円を260,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度から現行1,300,000円を1,100,000円に見直す。	200,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度から現行200,000円を180,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→	
体育協会補助金	平成17年度に6,301,000円を5,671,000円に見直した。現行5,671,000円を平成18年度から5,400,000円に見直す。平成19年度以降も協議を続け削減に努める。	630,000円削減(H17年度) 271,000円削減(H18年度)	○	→	→	→	→	生涯学習課
スポレクおんが(町民体育祭)補助金	平成17年度から町民体育祭をスポレクおんがと改称し、内容も変えて実施することにより、補助金額2,000,000円を1,000,000円に見直した。	1,000,000円減額	○	→	→	→	→	
婦人会補助金	現行300,000円を平成18年度から280,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→	
地区公民館対抗行事補助金	現行700,000円の見直しについて、平成18年度も継続協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→	
文化協会一般活動補助金	現行800,000円の見直しについて平成18年度も継続協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→	
公民館施設補助金	現行2/3の町補助率を平成21年度に1/2への見直しについて、平成18年度も継続協議する。	—————	●	●	●	●	○	

大綱6 イベントの見直しについて

《イベントの見直しの基本的考え方》

- 効果や目的について明確にし、曖昧なものは見直しを図る。
- 職員を含め、ボランティアに参加を求め、活性化を図る。

イベントの名称	おんが春まつり	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	町の特産品や地場産品の直売や町内企業の展示を行い、町内外の人々に町の産業を知ってもらうことにより、遠賀町の主要産業である農業及び商工業の振興を図ること及び各種ボランティア団体による紙芝居や手作りゲーム等の体験教室をとした次世代を担う青少年の健全育成を目的とする。 平成17年度においては、約4,000人の来場者があり、遠賀町の産業のPRを存分に行うことができ産業の振興及び青少年の健全育成が促進された。	○	→	→	→	→	産業課 (まちづくり課) 生涯学習課
イベントの活性化	町内の各種団体の協働による手作りのイベントを成功させたことで、町の活性化ができた。今後もボランティア団体等各種団体の協力を得てイベントの活性化を図る。	○	→	→	→	→	
イベントの名称	夏まつり盆踊り大会	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	遠賀町民の融和や伝統的文化の保存・伝承及び町内は勿論のこと町外近隣市町の人々との交流、親睦を図ることを目的とする。 効果については、平成17年度には雨天のため中止となったが、例年約5,000人から6,000人の来場者があり、町のPR及び参加者の親睦を図ることができている。	→	→	→	→	→	産業課 (まちづくり課)
イベントの活性化	運営に当たっては、町内各種団体から成る実行委員会を中心に行っており、また町内外の団体の協力も得てイベントを行うことにより、活性化を図っている。	→	→	→	→	→	
イベントの名称	成人式	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	成人となったことを祝い、社会人としての自覚を促すための式典である。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	恩師を囲んでの立食パーティー形式での懇親会は、毎年対象者の70%以上の参加があり、当日の運営については、役場課長等が行っている。	→	→	→	→	→	
イベントの名称	文化祭	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	文化祭において、町民が学習成果を発表することは、学習意欲の向上と町民相互の文化交流を促進する。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	文化協会を中心とした、実行委員会形式で実施しており、毎年延べ3,000人以上の参加者があり、今後も実行委員会形式で継続していく。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	町民体育祭(スポレクおんが)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	町民体育祭の見直しを行い、誰もが気軽に参加しやすいスポーツ種目を通じて、町民の一体感の醸成や生涯スポーツの振興、健康づくり、交流をめざして「スポレクおんが」という名称で17年度に試行的に実施した。	○	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	平成17年度のアンケート結果を参考にし、あらゆる世代や身体の不自由な人も参加しやすい種目を実行委員会で検討していく。誰もが参加しやすいイベントとして活性化していきたい。また、三輪車4時間耐久レースもこのスポレクおんがの一環とし、イベントの拡充を検討していく。	○	→	→	→	→	

イベントの名称	おんがレガッタ	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	漕艇事業は遠賀町の特徴的的事业であり、独自のまちづくりにつながるものである。「遠賀川」という他に誇れる自然をイベントで活用することは、町を愛する気持ちを育むことにもなり、意義がある。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	九州朝日レガッタと共同開催しているので、参加者数は限定されるが、参加者数が増えるよう、今後関係各団体に積極的に呼びかけていく。また、遠賀高校にクラブ創設を働きかけており、指導者として地元の経験者にボランティアのお願いもしている。地元から全国的に活躍する選手を育成することにより、活性化をめざしていきたい。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	健康福祉まつり	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	地域に住む全ての方が、安心して、はつらつと生活できる福祉のまちづくりを推進するためには、住民自らの健康と福祉に対する意識を変革することが必要である。そのため高齢者・障害者を問わず全ての人たちが、「健康と福祉」のテーマのもとに交流できる機会を提供することにより、安心して、はつらつと生活できる福祉のまちづくりを推進するための啓発事業として、このまつりを実施している。 また、イベント運営の見直しとしては、現在ボランティアに配布している弁当を自己資金作りのために参加している団体には配布しない。(30,000円/年削減)	→	→	→	→	→	福祉課
イベントの活性化	まつりの運営については、約40の団体(約500人)が模擬店の出店、アトラクションの参加及び各種検診などを実施している。また、この中には数多くのボランティア参加の方もおられ、今後ともこれらの方々の協力を得て活性化を図る。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	聖人式	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	職業から開放される65歳をひとつの人生の節目として、同年齢の方々の集いの中で地域での活動のきっかけをつかんで頂き、第二の人生を健康で明るく過ごして頂くことを目的に、記念講演と懇親会をその内容として、成人式ならぬ「聖人式」を実施している。	→	→	→	→	→	福祉課
イベントの活性化	式の運営については、町を中心に社会福祉協議会及びひまわり会の協力を得て行っている。出席率は、対象者の40%前後の120人程の方が毎年参加している。今後、より多くの参加を得るために積極的に対象者への呼びかけを行っていく。	→	→	→	→	→	

大綱7 施設運営の見直しについて

《施設運営の見直しにかかる基本的考え方》

- 受益者負担の原則により、基本的に自己負担を設定する。
- 利用者の統一した区分を設定する。
- 管理運営経費をベースとし、現況を勘案して使用料を設定する。
- 指定管理者制度の導入も含め、外部委託による人件費の削減を図る。
- 減免について、基準を明確にし、対象や減免率の平準化を図る。

施設名	遠賀総合運動公園		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)						
施設使用料見直し	総合運動公園内施設の使用料については、維持管理費に対する使用料の割合や、郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	生涯学習課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設の電気、空調、消防などの設備の管理及び清掃、草刈、警備、週休日の窓口受付などの業務を、現在既にシルバー人材センターや民間業者に委託している。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	平成19年度に使用料の改正を行い、環境を整えたい。21年度を目標に導入を検討してゆきたい。総合運動公園を含め社会体育施設の予約、貸付、使用料徴収及び保守管理業務は、一括して指定管理者制度へ移行し、住民サービスの向上と経費削減は、可能であると考えている。 スポレクおんがや交流レガッタなどのイベントは継続する予定であるが、これらの主旨を理解して代行できる指定管理者がいなければ、職員を引き上げることは困難であり、十分な検討が必要である。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○	
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	—————	●	●	○	→	→	

施設名	遠賀町第1及び第2町民体育館		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)						
施設使用料見直し	総合運動公園施設の使用料の見直しと合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	生涯学習課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	清掃や管理人は外部委託している。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	総合運動公園施設へ指定管理者を導入する時に合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○	
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	—————	●	●	○	→	→	

施設名	遠賀町武道場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)						
施設使用料見直し	総合運動公園施設の使用料の見直しと合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	生涯学習課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	清掃はシルバー人材センターに委託している。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	総合運動公園施設へ指定管理者を導入する時に合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○	
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	—————	●	●	○	→	→	

施設名	遠賀川漕艇場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)						
施設使用料見直し	現在の使用料は妥当と考えており、使用料を見直す予定はない。	—————	●	●	○	→	→	生涯学習課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、管理人を民間業者に、艇整備を県ボート協会に委託している。河川敷会場の除草、整備等も業者委託している。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	毎年12月から3月までシーズンオフである。また、水難事故防止を徹底させるためにも、指定管理者制度はなじまないと考える。	—————	—	—	—	—	—	
使用料減免基準の見直し	現在の基準で妥当と考える。	—————	→	→	→	→	→	

施設名	遠賀町中央公民館		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)						
施設使用料見直し	現施設での使用料は妥当と考えている。リニューアルされたときに検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	生涯学習課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	専門性を伴う一部の講座は既に委託しており、より充実した学習支援や職員の時間外勤務の節減等に努めている。また、夜間や休日の管理業務、電気・空調・消防設備などの点検業務は、民間に委託している。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	中央公民館の各学習室を利用して、講座や研修会などを主催し、よって町民の学習活動の支援やまちづくりのボランティアの育成などの事業を推進していくためには、その主旨を理解し、代行してくれる地域のNPO法人が指定管理者になることが適切であると考え。しかし、現状として、該当する団体は存在せず、制度導入については、時期尚早と考える。	—————	●	●	●	●	●	
使用料減免基準の見直し	現在の基準は妥当と考えているので、見直しの予定はない。	—————	→	→	→	→	→	

施設名	遠賀町立図書館				年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
					17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、消防、機械、電気工作物及び浄化槽等設備の保守点検業務並びに清掃業務は外部委託を実施している。また、図書の貸出等運営業務についても正規職員1名と嘱託職員3名及び臨時職員により行っている。	—————	→	→	—	—	—	生涯学習課		
指定管理者制度の導入	専門職員の安定的確保や開館時間の延長などによる住民サービスの向上と、一般職職員の引き上げによる経費節減を目指し、平成18年9月1日から導入する予定である。	人件費 約5,000,000円削減	●	○	→	→	→			

施設名	学童保育施設				年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
					17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	留守家庭児童を、放課後単に保育するだけでなく、安全にかつ健やかに成長できるように、その地域の事情等に精通している地域の人たちで構成されている運営委員会に委託しており、今後もその考えでいく。	—————	→	→	→	→	→	生涯学習課		
指定管理者制度の導入	現在のところ、指定管理者導入は考えていない。		●	●	●	●	●			

施設名	小中学校				年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
					17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	電気設備保安業務、機械設備点検業務等については、外部委託実施済み。 また、小学校の用務員を廃止し、学校用務については、シルバー人材センターを活用し、経費の節減と高齢者の雇用対策を今後も継続する。	—————	→	→	→	→	→	学校教育課		
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—————	—	—	—	—	—			

施設名	遠賀町給食センター				年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
					17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	給食調理及び配送業務については、外部委託に向け検討する。	(具体的検討後に記載)	●	→	→	→	→	学校教育課		
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—————	—	—	—	—	—			

施設名	遠賀町ふれあいの里				年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
					17	18	19	20	21	

実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	年度					
			17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	ふれあいの里の使用料については、維持管理費に対する使用料の割合や町他施設及び郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	福祉課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設機器の保守点検、清掃及び警備等の業務は、現在、外部委託を行っている。また、受付業務も臨時職員やシルバー人材センターへの委託を行っている。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度導入予定又は検討状況	平成18年度からふれあいの里へ導入する予定。(現状では経費の算定等ができず困難、また施設の性格上公募による方法も難しいと思われる。)	(具体的検討後に記載)	●	○	→	→	→	
使用料減免基準の見直し	中央公民館やコミュニティセンター等との統一の設定について、教育委員会と協議する。	—————	●	●	○	→	→	

施設名	庁舎		年度					担当課
			(検討● 実施○ 継続→)					
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、電気保安、機械設備点検、消防設備点検、清掃、夜間警備等各种施設管理業務は、外部委託を行っている。また、電話交換業務についても、臨時職員での対応を行っている。	—————	→	→	→	→	→	総務課 (行政経営課)
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—————	—	—	—	—	—	

施設名	遠賀霊園		年度					担当課
			(検討● 実施○ 継続→)					
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21	
施設使用料見直し		—————	→	→	→	→	→	総務課 (行政経営課)
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、霊園管理業務、芝生墓地管理業務、機械設備保守点検業務、霊園事務所業務、夜間警備業務、事務所内警備業務及び益・彼岸警備業務の外部委託を行っている。 このうち夜間警備業務委託及び霊園事務所内警備業務委託を平成18年度から廃止する。	801,000円の削減	●	○	→	→	→	
指定管理者制度の導入	平成19年度からの導入を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	—————	→	→	→	→	→	

施設名	町営住宅		年度					担当課
			(検討● 実施○ 継続→)					
実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	21	

施設使用料見直し	公営住宅法施行令第2条に基づき使用料を決定しているため、見直しの予定なし。	—————	→	→	→	→	→
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設機器の保守点検及び緑地管理業務は、現在外部委託を行っている。委託内容の見直しを平成19年度に実施する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→
指定管理者制度の導入	住宅の改築等の検討が必要なため、現在のところ導入の予定なし。	—————	●	●	●	●	●
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	—————	→	→	→	→	→

施設名	町営駐車場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	
施設使用料見直し	施設使用料見直し	現行の使用料は、周辺民間駐車場の料金を参考として決定しているため、現時点での見直しの予定なし。	—————	→	→	→	→	→
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設業務の外部委託の実施又は見直し	一時利用の駐車場(15台分)のみ利用料受領業務等を外部委託している。	—————	→	→	→	→	→
指定管理者制度の導入	指定管理者制度の導入	施設の規模及び現在の運営形態から判断して導入のメリットがないため導入予定なし。	—————	→	→	→	→	→
使用料減免基準の見直し	使用料減免基準の見直し	減免規定なし。	—————	—	—	—	—	—

施設名	町営駐輪場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	
施設使用料見直し	施設使用料見直し	屋内駐輪場(630台収容可)について、半年又は1年契約で料金を設定しているが、妥当な料金であると判断している。	—————	→	→	→	→	→
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設業務の外部委託の実施又は見直し	屋内駐輪場(630台収容可)のみ、朝夕3時間ずつ計6時間の管理業務の外部委託を実施している。平成18年4月から連絡用携帯電話を廃止する。	通信費 31,000円削減	●	○	→	→	→
指定管理者制度の導入	指定管理者制度の導入	施設の規模及び現在の運営形態から判断して導入のメリットがないため導入予定なし。	—————	→	→	→	→	→
使用料減免基準の見直し	使用料減免基準の見直し	減免規定なし。	—————	—	—	—	—	—

施設名	公園(遠賀総合運動公園を除く。)		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20	

施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、都市公園維持管理業務については、地元自治会や業者委託によりその業務を行っているが、業者委託に係る仕様書を精査し、平成18年度から委託料の適正化に努める。	委託料 80,000円削減	●	○	→	→	→	都市計画課 (建設課)
-------------------	---	---------------	---	---	---	---	---	----------------

施設名	公共下水道施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課	
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20		21
施設使用料見直し		公共下水道については、現在整備中で一部の地域においてのみ供用している状況なので、今後の整備状況や同じ処理場を利用する近隣市町の使用料を考慮したうえで、累進制による料金体系への見直しを検討していく。	—————	●	●	●	●	●	下水道課 (環境課)
施設業務の外部委託の実施又は見直し		処理場については県の施設なので、町の事務としては使用料の徴収事務があるが、現在この事務を中間市に委託しており、今後もこれを継続する。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入		制度対象外施設。	—————	—	—	—	—	—	
使用料減免基準の見直し		現行どおりとする。	—————	→	→	→	→	→	

施設名	農業集落排水処理施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課	
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20		21
施設使用料見直し		公共下水道施設の使用料に合わせた料金体系をとり、公共下水道施設の見直し時期と同時期に見直しを行う予定。	—————	●	●	●	●	●	下水道課 (環境課)
施設業務の外部委託の実施又は見直し		使用料の徴収事務を中間市に委託している。また、処理場の維持管理及び汚泥運搬業務についても外部委託済み。今後もこれを継続して行く。	—————	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入		制度対象外施設。	—————	—	—	—	—	—	
使用料減免基準の見直し		現行どおりとする。	—————	→	→	→	→	→	

施設名	地域下水道施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課	
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)	17	18	19	20		21
施設使用料見直し		公共下水道施設の使用料に合わせた料金体系をとり、公共下水道施設の見直し時期と同時期に見直しを行う予定。	—————	●	●	●	●	●	

施設業務の外部委託の実施又は見直し	使用料の徴収事務を中間市に委託している。また、処理場の維持管理及び汚泥運搬業務についても外部委託済み。今後もこれを継続して行く。(この施設については、公共下水道の整備状況により順次廃止される施設である。)	_____	→	→	→	→	→	下水道課 (環境課)
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	_____	—	—	—	—	—	
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	_____	→	→	→	→	→	

大綱8 外部委託等の見直しについて

《外部委託等の見直しにかかる基本的考え方》

- 事務事業個票を活用し、委託の評価を行う。
- 外部委託により住民サービス水準の低下を招かないよう配慮する。
- 個人情報等機密性の高い事務事業等についての守秘義務の徹底を図る。
- 受託者に対する審査・監督等、行政の指揮とコントロールを担保する。
- 委託仕様書の精査を行い、業務内容等の役割を明確にする。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組又は検討状況	見込まれる 財政効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
外部委託の見直し	外部委託の見直しについては、事務事業評価制度の中で見直しを実施していく。	——	●	○	→	→	→	全庁的取組
事務の外部委託	平成18年度から外国人英語助手業務を町雇用から人材派遣会社からの派遣に切り替える。	人件費 1,047,000円削減	●	○	→	→	→	学校教育課
	平成17年度から町長秘書業務を嘱託から人材派遣会社からの派遣に切り替えた。	人件費 115,000円削減	○	→	→	→	→	総務課

大綱9 財産の見直しについて

《財産の見直しの具体的方策》

- 町が保有する土地について、事業実施予定地や商業用地として活用可能なものを除き、迅速な処分を行う。
- 商業用地として活用可能な土地については、企業に対し、積極的な誘致を進め、休眠期間を縮小することに努める。
- 公用車等維持管理を要する財産については、必要となる適正数を精査し、極力縮小する。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる 効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			17	18	19	20	21	
未利用地の迅速な処分	平成18年度から八幡西区則松他4筆の土地(計1,796.89㎡)を広告し、速やかに売却する。 また、公共事業用地の残地についても隣接地権者等への働き掛けを行い、売却を推進する。	土地売却益 88,112,000円	●	○	→	→	→	総務課 (行政経営課) 都市計画課 (建設課)
公用自動車台数の精査・縮減	消防指令車等の特定目的や図書館等の出先機関に配置している公用車を除き、一層の利用効率を推進するため、平成18年度から公用車の集中管理を行い、その利用状況を勘案して10年以上の使用年数の永い車を対象に平成20年度及び平成21年度に各2台、計4台を廃車する。	車検経費 240,000円削減	●	●	●	○	→	総務課 (行政経営課)

大綱10 事務事業評価制度について

《事務事業評価制度の導入にかかる基本的考え方》

- 町の実施する全事務事業を対象とする。
- 新規事業については、立案段階で事前評価にかける。
- 定期的に評価を実施することとし、翌年度当初予算への反映を目指す。
- 低い評価となった場合、迅速な改善を図り、一定期間で効果が得られなければ、廃止の方向で検討する。
- 事業が終了した際には、事後評価を行い、次世代の同種事業への反映を目指す。

実施項目	具体的な取組	年 度 (検討● 試行△ 実施○)					担当課
		17	18	19	20	21	
事務事業評価制度の導入	限られた資源(財源・人材等)を必要なところに効率よく配分し、可能な限り負担増を伴わずサービス水準の維持・向上を図るために、事務事業の妥当性、必要性、経済性、効率性、有効性、公正性及び将来性の各観点からそれぞれの基準を設け、毎年事務事業の評価を行い、これを公表する制度を導入する。 平成18年度から20年度までは制度の構築を含め試行し、平成21年度には本格実施を目指す。	●	△	△	△	○	企画課 (まちづくり課)

行動計画の実施効果について

平成17年度から平成21年度までの各年度に実施する取組により見込まれる財政効果は、次のとおりです。

財政効果額年度別状況表

(単位:千円)

項目		削減目標額又は歳入目標額の年度別内訳					計	備 考						
		H17	H18	H19	H20	H21								
歳入	使用料の見直し							施設使用料具体的検討終了時に計上						
	未利用財産の売り払い等					88,112	88,112	土地5筆他の売却(売却時期不明なので、計画最終年度に一括計上)						
歳出	職員削減(議員その他非常勤特別職を含む。)	うち退職者の不補充					27,640	27,640	20,730	27,640	41,460	145,110	H17年度4名不補充、H19年度1名採用、H20年度1名及びH21年度2名不補充	
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用												
		三役等特別職	給 料	594	792	657	612	612	3,267	町長・助役・収入役及び教育長の給料2.5%削減(H19年7月7日以降は収入役を除く。)				
	手 当		148	465	400	359	359	1,731	同上に伴う期末手当等影響額及び調整手当から地域手当への移行分(H18年度から支給率0.5%削減)					
	職 員	給 料												
		手 当		3,605	3,633	3,605	3,548	14,391	H18年度から調整手当から地域手当への移行分(支給率0.5%削減)					
		うち公営企業分		35	35	35	35	140	公共下水道会計職員2名分					
	議員等非常勤特別職	報 酬		573	573	570	570	2,286	月額・年額委員報酬の見直し					
	計		742	5,435	5,263	5,146	5,089	21,675						
	その他		42	565	595	590	590	2,382	給与等削減による共済費町負担金効果額等					
	うち厚生福利事業			500	541	541	541	2,123	職員厚生会補助率削減及び議員互助会負担金の廃止					
	うち公営企業分			14	14	14	14	56	公共下水道会計職員2名分					
	民間委託による事務事業費削減		115	4,062	6,162	6,162	6,162	22,663	H17年度4月から秘書業務を、H18年度4月から外国人英語助手業務を民間からの派遣に切替					
	うち指定管理者制度導入によるもの			2,900	5,000	5,000	5,000	17,900	H18年9月から町立図書館に導入					
	施設等維持費の見直し			912	912	912	912	3,648	遠賀霊園警備業務廃止等					
補助金の整理合理化		630	3,855	7,406	7,406	7,406	26,703							
内部監理経費の見直し					240	240	480	公用自動車の台数削減による車検費用の減						
その他事務事業の整理合理化		1,000	1,030	1,030	1,030	1,030	5,120	町民体育祭(スポレクおんが)・健康福祉まつりの見直し						
合 計		30,228	43,675	58,586	69,888	171,842	374,219							